

(保 256) F
平成23年3月24日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
一部負担金等の取扱いについて（その4）

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関し、災害救助法適用地域（東京都を除く。）の方で、『①住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合、②主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合、③主たる生計維持者の行方が不明である場合及び④原子力災害対策特別措置法の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行った場合』につきましては、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び訪問看護療養費に係る自己負担額（以下、「一部負担金等」という。）を当面、5月末日まで支払を猶予することとなり、その取扱いにつきましては、平成23年3月15日付け（保 232）F、3月19日付け（保 243）F及び3月23日付け（保 255）Fによりご連絡申し上げているところであります。

今般、この取扱いについて、「1 対象者の要件（2）」、「3 医療機関における確認等（1）」を下記のとおり改正する旨（改正箇所は下線部）、厚生労働省保険局医療課より通知されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1 対象者の要件

（1）及び（2）のいずれにも該当する者であること。

（1）災害救助法の適用市町村（東京都を除く。）に住所を有する（地震の発生以後、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者、国民健康保険法の被保険者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者であること。（災害救助法の適用市町村については、添付の参考資料をご参照下さい。（**3月23日付け（保 255）Fからの地域の変更はありません。**）

（2）東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

- ⑥ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行った旨（対象地域は、添付の参考資料をご参照ください。）

※ 対象地域以外の住民の方で、自主避難されている方は対象となりません。

2 取扱いの期間

当面、5月末までの診療分、調剤分及び訪問看護分について、5月末日まで支払を猶予する取扱いとする。ただし、1（2）③「主たる生計維持者の行方が不明である旨」の場合は、5月までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に、1（2）⑥「原子力災害対策特別措置法による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行った旨」の場合は、5月までのうち当該指示が解除されるまでの間に限る。

3 医療機関における確認等

- (1) 1（2）の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1（1）の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1（2）の申し立ての内容を診療録の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、

- ① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先（国民健康保険の被保険者については、これらに加えて組合名）

を記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

- (2) 本取扱いに基づき猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、別途、連絡されます。

また、保険医療機関等が猶予した一部負担金等については、各保険者において減免・猶予等いただくよう、厚生労働省保険局より依頼される予定です。

※ 今般、「1 対象者（2）⑤」として『主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨』が追加されましたが、日本医師会といたしましては、主たる生計維持者が失職はしていないが、勤務先の会社等が再開されず、職場に復帰できていないような場合等についても、当面は一部負担金等を猶予するなど、本取扱いの見直しが適切に行われますよう、厚生労働省に対し申し入れておりますことを申し添えます。

<添付資料>

- ・東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その4）
（平23.3.23 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）
- ・【参考資料】一部負担金等の支払猶予（5月末まで）対象地域（日本医師会作成）